自治会・町内会に入って住みよいまちに
～京都市は、自治会・町内会を応援しています～

平成27年度　市・府民税の主な変更点

○住宅ローン控除の延長・拡充

所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額を、個人市・府民税から控除する制度の適用期限が平成29年12月31日まで延長されました。なお、平成26年１月から平成29年12月までに居住を開始された方の控除限度額は次のとおりです。

居住年	控除限度額
平成26年１月～３月	所得税の課税総所得金額等×５％（最高97,500円）
平成26年４月～平成29年12月	所得税の課税総所得金額等×７％（最高136,500円）※

※消費税率が８％または10％の場合であり、それ以外の場合の控除限度額は、所得税の課税総所得金額等の５％（最高97,500円）です。

◎確定申告をされる場合、申告期限の３月16日（月）を過ぎると、市・府民税の住宅借入金等特別税額控除が適用されないことがありますのでご注意ください。

○上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る軽減税率の廃止

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率は、特例措置により平成25年12月31日までの支払い分に対し10％（所得税７％、住民税３％）の軽減税率が適用されていましたが、平成26年１月１日以降支払い分より、本則税率の20％（所得税15％、住民税５％）が適用されます。

※平成49年までは復興特別所得税（平成25年0.147％、平成26年以降0.315％）が加算されます。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

㊐＝市税事務所（市民税第一担当）（☎746-5824）

市・府民税申告の臨時窓口を設置します

区役所・支所臨時窓口開設期間：２月２日（月）～３月16日（月）（土・日・祝を除く）

●市・府民税の申告をされる方へ

市・府民税の申告は、市税事務所及び上記期間中については、区役所・支所の臨時窓口で受け付けます。

対象は、平成27年１月１日現在、市内在住で、26年中の所得金額が市・府民税の基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額の合計額を超える方。ただし、26年分の所得税の確定申告をした方や、26年中の所得が給与だけで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方は、通常、申告は不要です。なお、前年に申告された方には、１月下旬に申告書の用紙を送付します。

●所得税及び復興特別所得税の確定申告は税務署へ

対象は、①事業所得や不動産所得等から算出される所得税額がある方、②給与所得金額以外の金額が20万円を超える方や、給与収入が2,000万円を超える方等です。

※所得税及び復興特別所得税が戻る場合があります。

給与所得者や公的年金等受給者で、①給与支払者や公的年金等支払者へ届け出をされている以外に、社会保険料、生命保険料等の所得控除がある方、②多額の医療費を支払った方、③住宅ローンの融資を受けて住宅を取得した方は、税務署へ所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出すると、源泉徴収された税金が還付されることがあります。なお、給与所得者の還付申告や公的年金収入のみの簡易な確定申告書については市税事務所及び区役所・支所等の臨時窓口でも受け付けます。

●市・府民税、所得税及び復興特別所得税の申告期間は、2月16日（月）～3月16日（月）（土・日を除く。）です。

㊐＝市税事務所（市民税第一担当）（☎746-5824）

市税の納め忘れはありませんか？
２月と３月は「滞納整理強化期間」です

本市では、納税の公平性と市税収入を確保するため、滞納市税の徴収強化に努めています。そのため、２月と３月の２か月間を今年度２回目となる市税の「滞納整理強化期間」に設定し、全市で集中的に市税徴収を進めていきます。

この期間中は、昼間や平日に連絡がとれない方に対して、夜間・休日に各戸訪問や電話により、納税の指導、催告を実施します。また、納付に進展がない滞納者に対しては、法令の規定に基づき、徹底した財産（預貯金、給与、生命保険、不動産、動産等）調査や実態調査を行い、財産がありながら納税されない場合は、差押えを実施します。

特別な事情があって市税の納付が困難な場合は、納税相談を受け付けておりますので、早急に納税課までお越しください。

㊐＝納税課（☎441-5096、２階㉒番窓口）

エコまちステーションだより
消火器の処分について

本市による消火器の収集はありません。

消火器の処分は日本消火器工業会が地域の販売代理店と協力して行っています。詳しくは消火器リサイクル推進センターへお問合せください。☎03・5829・6773 http://www.fergo.jp/

㊐＝上京エコまちステーション（☎366・0776、1階⑨番窓口）

参加費無料
「高齢者なんでも相談会」
（京都地域包括ケア推進団体等交付金事業）

介護のこと、認知症のこと、相続や財産管理など専門職が相談に応じます。どなたでもご参加ください。

日時　１月31日（土）午後０時30分～午後３時30分

場所　正親小学校（中立売通の北門からお入りください。自転車・バイクは止められます。）

主催　（一社）京都社会福祉士会

共催　正親民生児童委員協議会、ささえ愛の会

協力　上京区役所、正親小学校、上京区社会福祉協議会、上京区地域包括支援センター

㊐＝支援保護課支援第二担当（☎441-5121）

上京区地域介護予防推進センター
各種教室のご案内

日　時	会　場	内　容
ころばん塾（運動器の機能向上プログラム）		
2月3日～4月28日の毎週**火曜日全13回** 午前9時30分～10時30分	元待賢小学校（猪熊通丸太町下る）	体力測定、ストレッチ、下肢筋力向上・バランス能力向上運動、転倒予防運動、講話など。
2月5日～4月30日の毎週**木曜日全13回** 午後３時～４時	鴨沂会館（荒神口寺町東入）	

※いずれも要支援・要介護状態以外で、区内在住の65歳以上の方が対象、定員10名程度。要予約。参加費無料。

申込先　上京区地域介護予防推進センター（☎417-4707、小川通今出川下る西入東今町　京都市小川特別養護老人ホーム内）

㊐＝支援保護課支援第二担当（☎441-5121）

ここはどこ？
第226回

前回の正解は上京区総合庁舎です。

ヒント　京都御苑の門です。築地塀が続いています。

多数のご応募ありがとうございました。

1月13日に区役所・福祉事務所がオープン（保健センターは19日）した上京区総合庁舎には、地域のまちづくり活動や住民同士の交流の場として、区民の方が利用できる会議室やロビーなどの「区民交流スペース」が設けられています。新庁舎の開庁にあわせて、講演会等の記念イベント（1面参照）の開催も予定されています。

新しいまちづくりの拠点として、全ての人にとって利用しやすく親しみやすい庁舎の完成です。（い）

正解者の中から、抽選で3名の方に記念品を差し上げます。

はがきに、答えと住所・氏名・年齢・本紙への感想等（感想は紙面で掲載の場合あり）をご記入のうえ、〒602－8511　上京区役所「かみぎょう」係まで。締切は1月31日（消印有効）。

確定申告相談のご案内

日時　２月４日（水）～３月16日（月）午前９時～午後５時（土・日・祝を除く。混雑状況により、午後４時ごろ受付を終了する場合があります。）

場所　西陣織会館６階第３特別展示場（堀川通今出川南入）

※会場にお越しの際は、バス等の公共交通機関をご利用ください。

※上京税務署では、上記期間中は申告相談を行いません。なお、開設前（２月３日まで）は通常どおりの窓口相談等を受け付けますが、混雑状況によっては長時間お待ちいただくこともあります。

○確定申告書の作成には、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が大変便利！

ご自宅のプリンタで申告書を印刷し、郵送等でご提出いただけるため、混雑した確定申告会場にお越しいただく必要はありません。

○復興特別所得税の記載漏れにご注意！

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付が必要です。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則、その年分の所得税額）に2.1％の税率を掛けて計算した金額です。記載漏れにご注意ください。

○公的年金等を受給されている方へのお知らせ

公的年金等の収入金額（２か所以上ある場合はその合計額）が400万円以下かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出は不要です（市・府民税の申告が必要な場合があります。）。

※所得税及び復興特別所得税の還付を受けられる方は、確定申告書の提出が必要です。

○広域申告センターのご案内

日時　２月22日（日）、３月１日（日）
いずれも午前９時～午後５時

場所　池坊短期大学アッセンブリホール（美心館地階）（四条烏丸西入南側）

㊐＝上京税務署（☎441-9171）

食育セミナー「骨コツクッキング」

☆料理初心者の方も大歓迎です☆

骨粗しょう症予防にはコツコツと若いときからの積み重ねが大切です。骨を守る食生活のコツを学びましょう！

日時　２月25日（水）午前10時～午後０時30分（受付　午前９時45分～）

場所　上京保健センター　栄養指導室（区総合庁舎３階）

内容　お話、調理実習、試食、交流会

持ち物　エプロン、三角巾（スカーフなど）、手ふきタオル

参加費　500円

対象　区内在住又は通勤・通学の18歳以上の方

定員　24名（先着順）

申込み　２月２日（月）午前８時30分から23日（月）午後５時まで電話又は窓口にてお申し込みください。

㊐＝健康づくり推進課成人保健・医療担当（１月16日（金）まで☎432-3221、19日（月）から☎441-2872）

第2回上京区ふくしをなんでもしっとこ講座～もっとしっとこやっとこ～
上京区地域福祉推進フォーラム（上京区社会福祉協議会法人化20周年記念）を開催！

参加費無料

2/21開催

上京区では、住み慣れたまちでいきいと暮らし、お互いに理解を深め、共に支えあうために「上京区ふくしをなんでもしっとこ講座」～もっとしっとこやっとこ～を開催しています。

今回は、「上京区地域福祉推進フォーラム」を兼ねて、「認知症のある方への理解」とともに、現在の地域における課題やそれに応える実践を学び、福祉活動への理解を深めます。

日時　２月21日（土）午後１時30分～４時30分（開場は午後１時）

場所　同志社大学寒梅館　地下１階ハーディーホール（烏丸通今出川上る西側。地下鉄「今出川」駅から徒歩１分）（※エレベーター工事中のため、ご利用の方は鞍馬口駅・丸太町駅をご利用ください。お問い合わせは、交通局運輸課☎863-5223まで。）

内容　**第１部　映画鑑賞「折り梅」**
※ユニバーサル上映、日本語字幕と音声ガイド付
第２部　パネルディスカッション
進行　志藤修史氏（大谷大学文学部社会学科教授）
パネラー　小川地域包括支援センターセンター長　長谷かおり氏「地域に起きている新たな課題」、社会福祉法人西陣会　小西秀和氏「社会福祉施設の地域貢献」

定員　800名（申込み不要。当日先着順）

主催　上京区役所（福祉部支援保護課）、上京区社会福祉協議会、上京区地域福祉推進委員会、上京区地域福祉活動計画推進委員会

共催　同志社大学　学生支援センター・障がい学生支援室

㊐＝上京区社会福祉協議会（☎432-9535、FAX432-9536）

※車イスでご来場の方は事前にお電話ください。

上京区民まちづくり活動支援補助対象事業
彩りの京都「かみぎょう」フォトコンテスト
～表彰式の開催と作品展示～

彩りの京都「かみぎょう」フォトコンテストには、上京の隠れたスポットやお気に入りの場所など、町の魅力や地域のほほえましい情景が表現された写真が多数応募されました。応募作品の表彰式と、作品の展示を実施しますので、皆様のご来場をお待ちしています。

表彰式当日は写真家の水野克比古氏の講評や、写真を通じて見える上京区を語る講演なども実施します。

＜表彰式・講演＞

日時　２月１日（日）午後１時～４時（開場　午後０時30分～）

場所　区総合庁舎４階　会議室

＜展示（優秀作品）＞

日時　２月２日（月）～14日（土）午前９時～午後９時（土、日、祝は午後５時まで）

場所　区総合庁舎１階　区民交流ロビー

主催　上京区まちづくり円卓会議魅力発信部会有志の会

問合せ　info@kamigyo-photo.jp

区社協通信
「日常生活自立支援事業」のご案内

福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に不安のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、ご本人との契約に基づき支援します。関係機関との連携を図りながら、支援計画の点検やご本人の状況を確認し、生活支援員がご自宅等を定期的に訪問します。

対象は、次の全てに該当される方です。

- 高齢の方や知的・精神に障がいのある方などで、判断能力が十分でない方
- 契約の意思があり、契約の内容を理解できる方
- 在宅で生活されている方、または入院中等で在宅復帰の見込みのある方

支援内容は、専門員がご本人の困りごとや希望をお聞きして、一緒に考えながら決めます。

①福祉サービスの利用
福祉サービスの利用・苦情に関する相談、助言、情報提供、利用料の支払い等に関する支援

②日常的な金銭管理
金銭管理に関する相談、助言や生活費の払戻し、公共料金、家賃、医療費等の支払いのための金融機関への同行または代行

③①と②の支援にあたって必要な通帳・印鑑（金融機関届出印）のお預かり
※高額な通帳はお預かりできません。

④郵便物の管理
郵便物の内容確認と行政等への必要な手続きの支援

利用料金　①～③は、1時間あたり千円、1時間を超えると30分につき500円づつ加算。生活支援員の交通費が別途必要。④は、1か月に250円。生活保護を受給されている方には、利用料金がかかりません。

㊐＝上京区社協（☎432・9535）

市政協力委員連絡協議会会長と門川市長が懇談

12月10日、上京区各学区の市政協力委員連絡協議会会長と市長が話し合う上京区市政懇談会が開催されました。

連絡協議会を代表して山本安一会長から、日頃からの地域の繋がりが重要で、防災・防犯面からも地域のコミュニティの活性化が必要と考え、「自治会・町内会加入率アップの方策」について議論を深めたとあいさつがありました。

門川市長からは、日頃のお礼とともに、地域と区役所が一体となり、上京区基本計画に掲げる「絆で織りなす住みよいまちづくり」の実現を共に進めていきたいと話されました。

保健だより

こころの健康について

冬場は日照時間が減り、体内でさまざまな変化を引き起こすため、倦怠感や気分の落込み等、うつ病に似た症状が現れることがあります。また、うつ病と異なり、過食や過眠を伴うこともあります。

さらに、今の時期は、年末年始の疲れが出たり、受験、進学、就職、部署異動等を迎えたり、何かと疲れやストレスが多くなります。

こころの健康を保ち、健康に乗り切るために、次のことを心がけてみてください。

1 規則正しい生活をして日光をあびる
2 自宅や職場の照明を明るくする
3 運動を習慣化する
4 たんぱく質をとる
5 肩の力を抜いてリラックスする
6 ストレスは早めに解消する
7 コミュニケーションを取ろう
8 その日の疲れはその日のうちにとる

㊐＝健康づくり推進課母子・精神保健担当（1月16日（金）まで☎432・3221、19日（月）から☎441・2873）

こころの相談（精神保健福祉相談）

眠れない、朝起きられない、気持ちが落ち着かないなど、こころの健康について身近に相談できる機会です。医療に関すること、日常生活のこと、就労の準備などの相談を精神科医や精神保健福祉相談員がお受けしています。

日時　毎月第1～第4金曜日　受付時間　午後1時30分～3時

場所　上京保健センター（1月19日（月）から区総合庁舎3階へ移転します）

予約不要　無料　秘密厳守

暮らしの行政困りごと相談

日時　2月10日（火）午後1時30分～3時

場所　地域力推進室（広聴担当）（1階①番窓口）

㊐＝京都行政評価事務所（☎432・1100）